

業務説明

対馬海上保安部は、海上保安庁が創設された昭和23年（1948年）5月に設置され、歴史と自然豊かな対馬の海での危機管理官庁として、戦後の混乱期から李ラインの時代、高度成長の時代、海洋二法の時代、国連海洋法条約発効・国連海洋法条約を踏まえた新日韓・日中漁業協定発効の時代、米国同時多発テロを受けたテロ対策強化及び九州南西沖工作船事案を踏まえた不審船・工作船対策の強化の時代、そして令和の時代と、それぞれの時代の要請に全力で応えつつ、その歴史を重ねてきました。

（概歴）

昭和23年5月	厳原海上保安部発足 門司海上保安本部（本部、6保安部〔福岡、佐世保、長崎、 <u>厳原</u> 、鹿児島、大分〕、6海上保安署〔唐津、三角、油津、佐伯、若松、仙崎〕及び各灯台）
	その後、泉（比田勝）、佐須奈、鹿見、鶏知（竹敷）に基地（駐在所設置）
昭和30年10月	比田勝・竹敷分室開設、佐須奈・鹿見基地廃止
昭和40年3月	比田勝保安署に昇格（昭和44年3月 竹敷分室廃止）
（平成12年4月	英文名称を「Japan Maritime Safety Agency」から「Japan Coast Guard」に変更）
平成16年4月	上対馬航路標識事務所廃止、同業務を引き継ぎ
同上	対馬保安部と改称

国境離島の対馬は、常に海を介して、大陸文化との接点であり、国防の接点でもあったこの島の長い歴史に比べれば、海上保安の歴史はまだまだ古いとは言えませんが、今後とも、この対馬が「海」に立脚し、自然の恵みに与って生きていく以上、海上保安機能は不可欠のものです。

我々は、「正義仁愛」の精神を胸に、「海上の安全及び治安の確保を図ること」という任務を果たすために、

- 治安の確保
；テロ対策、犯罪の取締り、外国漁船による違法操業等への対策、密輸・密航対策
- 生命を救う
；海難救助、自己救命策確保の推進
- 青い海を守る
；海洋環境保全対策
- 災害に備える
；事故・自然災害対策
- 海上交通の安全を守る
；海難防止活動、「海の安全情報」の提供、航路標識の整備・運用

といった業務を遂行しています。

国境離島である対馬で、約90人のマンパワーと5隻の巡視船艇及び監視取締艇2隻、64基の灯台等の航路標識などの勢力・施設を駆使して、対馬の豊かで美しい海の安全と安心を護り、対馬周辺海域の保全を担う仕事を行っています。